

# 山形県庄内地域生活困窮者子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書（企画提案用）

## 1 業務の名称

山形県庄内地域生活困窮者子どもの学習・生活支援事業業務委託

## 2 業務の目的

生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象とし、一人ひとりの学力やつまづきに対応しながら、学力の向上のための学習指導のほか、学習習慣の定着、家庭での生活習慣・育成環境の改善、進路選択に関する支援などを通じ、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 対象者

三川町、庄内町又は遊佐町の生活保護受給世帯又は生活困窮世帯の子どもを対象とする。

また、庄内総合支庁が支援することを必要と認めた場合、鶴岡市又は酒田市の生活保護受給世帯又は生活困窮世帯の子どもを対象とする。

## 5 人員配置

教育相談や学習支援を行う教育支援員を配置すること。

## 6 業務の内容

生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭への学習支援、生活習慣の形成・改善支援、養育支援、進路選択(以下「学習支援等」と言う)に関する助言等を行う。

支援対象者及び支援の状況について、庄内総合支庁との情報の共有を行い、効果的な支援について連携を図る。

## 7 業務の具体的な実施方法及び実施規模

### (1) 業務の実施方法

- ① 生活保護受給世帯又は生活困窮世帯の子どもの学力の向上等のため、学習支援等を実施する。
- ② 実施方法は、対象者の事情に応じ、個別訪問方式又は通所方式によるものとし、実施回数は週1回程度、各回90分から120分程度とすること。
- ③ 通所方式による業務の実施場所については、支援対象者が通える場所を確保すること。
- ④ 学習支援員は、学習支援プログラムを作成のうえ、学習支援を行うほか、学習の重要性についての保護者の理解促進、支援対象者の相談対応等を行うこと。
- ⑤ 支援対象者から利用料等を徴収しないこと。

### (2) 業務の実施規模

- ① 個別訪問方式による支援について定員は、7名程度とする。
- ② 通所方式による支援については、3か所程度、1か所当たり定員を10~20名程度とする。

## 8 支援方針

支援を行うに当たっては、学校や放課後児童クラブなど、関係機関と連携し、対象となる子どもを把握し、対象となる子どもや保護者等と認識や目標の共有を図りつつ信頼関係を構築した上で、支援対象者の状況や変化に応じて、計画的かつ一貫して支援を行う。

## 9 業務報告

- (1) 受託者は、月毎に、受託事業の実施状況を以下の①から②までについては、翌月 10 日までに、  
③、④については随時、報告すること。
- ① 利用者毎の支援実績
  - ② 支援の成果
  - ③ 利用者からの意見・苦情
  - ④ その他必要と認める報告
- (2) 業務完了後は、速やかに業務完了報告書に委託料精算書を添えて提出すること。

## 10 関係書類の整備

委託業務に係る会計は、他の業務に係る会計と区別して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を 5 年間保存すること。

## 11 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- (2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月 31 日付け山形県条例 62 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

また、支援対象者については、支援内容の必要性から国や自治体等の関係機関へ個人情報を提供する場合があることを十分説明し、書面により同意を得ること。

- (3) 守秘義務

受託者は受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため利用することができない。また、業務委託終了後も同様とする。

- (4) 適正な労働条件の確保

受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

## 12 その他

受託者は本仕様書の内容に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、県と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。